

鈴鹿市選挙管理委員会告示第28号

鈴鹿市公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年8月3日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 前田和己

鈴鹿市公職選挙執行規程の一部を改正する告示

鈴鹿市公職選挙執行規程（昭和41年鈴鹿市選挙管理委員会告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後			改正前		
(実費弁償及び報酬の額)			(実費弁償及び報酬の額)		
第25条 <u>法第197条の2第1項及び第2項の規定により、実費弁償及び報酬の最高額を別表のとおり定める。</u>			第25条 <u>法第197条の2の規定による実費弁償及び報酬の額は、選挙の都度委員会が定めて告示するものとする。</u>		
<u>別表（第25条関係）</u>					
<u>区分</u>		<u>定める額</u>			
<u>選挙運動に従事する者1人に対し支給することができ る実費弁償の額</u>	<u>1 鉄道賃</u>	<u>鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u>			
	<u>2 船賃</u>	<u>水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u>			
	<u>3 航空賃</u>	<u>航空旅行につ</u>			

		<u>いて、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u>
	<u>4 車賃</u>	<u>陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額</u>
	<u>5 宿泊料</u> <u>（食事料 2 食分を含む。）</u>	<u>1 夜につき</u> <u>23,000円</u>
	<u>6 弁当料</u>	<u>1 食につき</u> <u>1,500円、1 日につき4,500円</u>
	<u>7 茶菓料</u>	<u>1 日につき</u> <u>1,000円</u>
<u>選挙運動</u>	<u>基本日額</u>	<u>10,000円</u>
<u>のために使用する労務者 1 人に対し支給することがで きる報酬の額</u>	<u>超過勤務手当</u>	<u>1 日につき基本日額の 5 割</u>
<u>選挙運動のために</u>	<u>鉄道賃、船賃、航空賃</u>	<u>それぞれ 1 か ら 4 までに掲</u>

<u>使用する</u>	<u>及び車賃</u>	<u>げる額</u>
<u>労務者 1</u>	<u>宿泊料（食</u>	<u>1 夜 に つ き</u>
<u>人に対し</u>	<u>事 料 を 除</u>	<u>20,000円</u>
<u>支給する</u>	<u>く。）</u>	
<u>ことがで</u>		
<u>きる実費</u>		
<u>弁償の額</u>		
<u>選挙運動のために使用</u>		<u>1 日 に つ き</u>
<u>する事務員 1 人に対し</u>		<u>15,000円</u>
<u>支給することができる</u>		
<u>報酬の額</u>		
<u>専ら法第141条第 1 項</u>		<u>1 日 に つ き</u>
<u>の規定により選挙運動</u>		<u>20,000円</u>
<u>のために使用される自</u>		
<u>動車又は船舶の上にお</u>		
<u>ける選挙運動のために</u>		
<u>使用する者 1 人、専ら</u>		
<u>手話通訳のために使用</u>		
<u>する者 1 人及び専ら要</u>		
<u>約筆記（法第197条の 2</u>		
<u>第 2 項に規定する要約</u>		
<u>筆記をいう。）のために</u>		
<u>使用する者 1 人に対し</u>		
<u>支給することができる</u>		
<u>報酬の額</u>		

附 則

この告示は、公表の日から施行する。